

議案第14号

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和6年2月26日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

次期大阪府国民健康保険運営方針等を踏まえた本市の国民健康保険料率に係る規定を変更するとともに、国民健康保険料の軽減判定所得基準額を改定し、及び退職者医療制度の経過措置廃止に伴う所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

## 羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市国民健康保険条例(昭和35年羽曳野市条例第172号)の一部を次のように改正する。

第11条の3の見出し中「一般被保険者に係る保険料の」を削り、同条中「一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る」を削り、同条第1号ア中「(一般被保険者に係るものに限る。)」を削り、同号イ中「第22条」を「第7条」に改め、「大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第2号イ中「第22条」を「第7条」に改め、同号ウ中「(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)の額」を削る。

第12条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、「属する一般被保険者」を「属する被保険者」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削る。

第13条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項を次のように改める。

基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 法第 82 条の 3 第 1 項の規定により大阪府が算定する同項に規定する市町村標準保険料率であつて、同条第 3 項の規定により大阪府が本市に通知するもの(以下「市町村標準保険料率」という。)のうち、基礎賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額

イ 特定同一世帯所属者(法第 6 条第 8 号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後 5 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。) アの額に 2 分の 1 を乗じて得た額

ウ 特定同一世帯所属者が属する世帯であつて特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。) アの額に 4 分の 3 を乗じて得た額

第 15 条第 2 項中「小数点以下第 4 位未満の端数又は」を削る。

第 15 条の 2 から第 15 条の 5 の 2 までを次のように改める

第 15 条の 2 から第 15 条の 5 の 2 まで 削除

第 15 条の 6 中「又は第 15 条の 2」及び「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 12 条の基礎賦課額と第 15 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第 18 条及び第 19 条第 1 項において同じ。)」を削る。

第 15 条の 6 の 2 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第 1 号中「であつて、大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第 2 号ア中「第 22 条」を「第 7 条」に

改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第15条の6の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者に」を「被保険者に」改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削り、同条第2項中「一般被保険者に係る」を削る。

第15条の6の4(見出しを含む。)中「一般被保険者に係る」を削る。

第15条の6の5の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項を次のように改める。

後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額

イ 特定世帯 アの額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アの額に4分の3を乗じて得た額

第15条の6の5第2項中「小数点以下第4位未満の端数又は」を削る。

第15条の6の6から第15条の6の9まで削る。

第15条の6の10中「又は第15条の6の6」及び「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第18条及び第19条第1項において同じ。)」を削り、同条を第15条の6の6とする。

第15条の7第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第15条の11第1項を次のように改める。

介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

第 15 条の 11 第 2 項中「小数点以下第 4 位未満の端数又は」を削り、同条第 3 項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第 18 条第 1 項中「、第 15 条の 2、第 15 条の 6 の 3 若しくは第 15 条の 6 の 6」を「若しくは第 15 条の 6 の 3」に、「又は減少」を「若しくは減少」に改め、「若しくは第 15 条の 5」を削り、同条第 2 項中「、第 15 条の 2、第 15 条の 6 の 3 若しくは第 15 条の 6 の 6」を「若しくは第 15 条の 6 の 3」に改め、「若しくは第 15 条の 5」を削る。

第 19 条第 1 項中「又は第 15 条の 2」及び「それぞれ」を削り、同項第 2 号中「290,000 円」を「295,000 円」に改め、同項第 3 号中「535,000 円」を「545,000 円」に改め、同条第 3 項中「又は第 15 条の 2」及び「又は第 15 条の 6 の 6」を削り、「第 15 条の 6 の 10」を「第 15 条の 6 の 6」に改め、同条第 4 項中「又は第 15 条の 2」を削る。

第 19 条の 3 第 1 項中「又は第 15 条の 5」及び「、それぞれ、」を削り、同条第 3 項中「又は第 15 条の 5」及び「又は第 15 条の 6 の 8」を削り、同条第 4 項第 1 号中「又は第 15 条の 5」を削り、同項第 2 号中「、それぞれ、」を削り、同条第 6 項中「又は第 15 条の 5」及び「又は第 15 条の 6 の 8」を削る。

第 19 条の 4 第 1 項中「又は第 15 条の 2」を削り、同項第 1 号中「国民健康保険法施行規則」の次に「(昭和 33 年厚生省令第 53 号)」を加え、同条第 3 項中「又は第 15 条の 2」及び「又は第 15 条の 6 の 6」を削り、「第 15 条の 6 の 10」を「第 15 条の 6 の 6」に改め、同条第 4 項中「又は第 15 条の 2」を削り、同条第 5 項中「又は 15 条の 2」を削り、同条第 7 項中「又は第 15 条の 2」及び「又は第 15 条の 6 の 6」を削り、「第 15 条の 6 の 10」を「第 15 条の 6 の 6」に改め、同条第 8 項中「又は第 15 条の 2」を削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の羽曳野市国民健康条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

新	旧
<p>(基礎賦課総額)</p> <p>第 11 条の 3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第 19 条、第 19 条の 3 及び第 19 条の 4 の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第 7 条の規定により読み替えられた法第 75 条の 7 第 1 項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。))及び介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額</p> <p>ウ～オ 省略</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付</p>	<p>(一般被保険者に係る保険料の基礎賦課総額)</p> <p>第 11 条の 3 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者(法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。</u>に係る基礎賦課額(第 19 条、第 19 条の 3 及び第 19 条の 4 の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用(<u>一般被保険者に係るものに限る。</u>)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(<u>一般被保険者に係るものに限る。</u>)の額</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の 7 第 1 項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(<u>大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの</u>に限り、大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。))及び介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額</p> <p>ウ～オ 省略</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(<u>退職被保険者等</u>に係る療</p>

金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 省略

イ 法附則第 7 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第 75 条の 2 第 1 項の国民健康保険保険給付費等交付金の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額

(ア)～(ウ) 省略

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法第 72 条の 3 第 1 項、第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び第 72 条

養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 省略

イ 法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第 75 条の 2 第 1 項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 70 条第 1 項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額

(ア)～(ウ) 省略

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 72 条

の 3 の 3 第 1 項の規定による繰入金並びに算定政令第 6 条第 6 項第 1 号に掲げる額並びに同項第 2 号及び第 3 号に掲げる額を除く。)の額

(基礎賦課額)

第 12 条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

## 2 省略

(基礎賦課額の所得割額の算定)

第 13 条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 8 項又は第 11 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3

の 3 第 1 項、第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)の額並びに算定政令第 6 条第 6 項第 1 号に掲げる額並びに同項第 2 号及び第 3 号に掲げる額を除く。)の額

(一般被保険者に係る基礎賦課額)

第 12 条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合計額とする。

## 2 省略

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第 13 条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 8 項又は第 11 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3

第 1 項、第 35 条第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第 32 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 8 条第 2 項(同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。第 19 条第 1 項第 1 号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項(同法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号。第 19 条において「租税条約等実施特例法」という。)第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第 314 条の 2 第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第 15 条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

## 2 省略

### 第 14 条 省略

(基礎賦課額の保険料率)

### 第 15 条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 法第 82 条の 3 第 1 項の規定により大阪府が算定する同項に規定する市町

第 1 項、第 35 条第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第 32 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 8 条第 2 項(同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。第 19 条第 1 項第 1 号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項(同法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号。第 19 条において「租税条約等実施特例法」という。)第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第 314 条の 2 第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第 15 条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

## 2 省略

### 第 14 条 省略

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

### 第 15 条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 基礎賦課総額の 100 分の 46.0 に相当する額を一般被保険者に係る基礎控

<p>村標準保険料率であつて、同条第 3 項の規定により大阪府が本市に通知するもの(以下「市町村標準保険料率」という。)のうち、基礎賦課額の保険料率における所得割の率</p> <p>(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額</p> <p>イ 特定同一世帯所属者(法第 6 条第 8 号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後 5 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。) アの額に 2 分の 1 を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定同一世帯所属者が属する世帯であつて特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。) アの額に 4 分の 3 を乗じて得た額</p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、1 円未満の端数があるときは、これを切</p>	<p>除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 2 項第 4 号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和 33 年厚生省令第 53 号)第 32 条の 9 に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の 100 分の 33.1 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の 100 分の 20.9 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者(法第 6 条第 8 号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後 5 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に 2 分の 1 を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に 2 分の 1 を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に 4 分の 3 を乗じて得た額</p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第 4 位未満の端数又は 1 円</p>
---	--

<p>り上げるものとする。</p> <p>3 省略</p> <p><u>第 15 条の 2 から第 15 条の 5 の 2 まで 削除</u></p>	<p>未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>3 省略</p> <p><u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額)</u></p> <p><u>第 15 条の 2 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。</u></p> <p><u>2 第 12 条第 2 項の規定は、前項の退職被保険者等に係る基礎賦課額について準用する。</u></p> <p><u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</u></p> <p><u>第 15 条の 3 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第 15 条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u></p> <p><u>第 15 条の 4 削除</u></p> <p><u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)</u></p> <p><u>第 15 条の 5 第 15 条の 2 の被保険者均等割額は、第 15 条の規定により算定した額と同額とする。</u></p> <p><u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)</u></p> <p><u>第 15 条の 5 の 2 第 15 条の 2 の世帯別平等割額は、第 1 号から第 3 号までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第 1 号から第 3 号までに定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 次号又は第 3 号に掲げる世帯以外の世帯</u></p> <p><u>第 15 条第 1 項第 3 号アに定めるところにより算定した額</u></p> <p><u>(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)</u> 第 15 条第 1 項第 3 号イに定めるところにより算定した額</p> <p><u>(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月後 8 年を経過するまでの間にあるもの(当該</u></p>
---	--

(基礎賦課限度額)

第 15 条の 6 第 12 条の基礎賦課額は、各年度において法第 82 条の 3 第 3 項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 2 項第 9 号に掲げる額を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第 15 条の 6 の 2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第 19 条、第 19 条の 3 及び第 19 条の 4 の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額  
ア 法附則第 7 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第 72 条

世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)  
第 15 条第 1 項第 3 号ウに定めるところにより算定した額

(基礎賦課限度額)

第 15 条の 6 第 12 条又は第 15 条の 2 の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 12 条の基礎賦課額と第 15 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第 18 条及び第 19 条第 1 項において同じ。)は、各年度において法第 82 条の 3 第 3 項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 2 項第 9 号に掲げる額を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第 15 条の 6 の 2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第 19 条、第 19 条の 3 及び第 19 条の 4 の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額  
ア 法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第 9

の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(後期高齢者支援金等賦課額)

第15条の6の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

2 第12条第2項の規定は、前項の後期高齢者支援金等賦課額について準用する。

(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第15条の6の4 前条の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の6の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額

イ 特定世帯 アの額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アの額に4分の3を乗

条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第15条の6の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合計額とする。

2 第12条第2項の規定は、前項の一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額について準用する。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第15条の6の4 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の6の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の46.4に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法の例により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の32.9に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定

<p><u>じて得た額</u></p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>3 省略</p>	<p><u>めるところにより算定した額</u></p> <p><u>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の20.7に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</u></p> <p><u>イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額</u></p> <p><u>ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額</u></p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、<u>小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</u></p> <p>3 省略</p> <p><u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)</u></p> <p><u>第15条の6の6 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。</u></p> <p><u>2 第12条第2項の規定は、前項の退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額について準用する。</u></p> <p><u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)</u></p> <p><u>第15条の6の7 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第15条の6の5の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u></p> <p><u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)</u></p> <p><u>第15条の6の8 第15条の6の6の被保険者均等割額は、第15条の6の5の規定により算定</u></p>
--	---

<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第 15 条の 6 の 6 第 15 条の 6 の 3 の後期高齢者支援金等賦課額は、各年度において法第 82 条の 3 第 3 項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 3 項第 8 号に掲げる額を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第 15 条の 7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第 19 条及び第 19 条の 4 の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p>	<p>した額と同額とする。</p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)</p> <p>第 15 条の 6 の 9 第 15 条の 6 の 6 の世帯別平等割額は、第 1 号から第 3 号までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第 1 号から第 3 号までに定める額とする。</p> <p>(1) 第 2 号又は第 3 号に掲げる世帯以外の世帯 第 15 条の 6 の 5 第 1 項第 3 号アに定めるところにより算定した額</p> <p>(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第 15 条の 6 の 5 第 1 項第 3 号イに定めるところにより算定した額</p> <p>(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)第 15 条の 6 の 5 第 1 項第 3 号ウに定めるところにより算定した額</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第 15 条の 6 の 10 第 15 条の 6 の 3 又は第 15 条の 6 の 6 の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 15 条の 6 の 3 の後期高齢者支援金等賦課額と第 15 条の 6 の 6 の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第 18 条及び第 19 条第 1 項において同じ。)は、各年度において法第 82 条の 3 第 3 項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 3 項第 8 号に掲げる額を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第 15 条の 7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第 19 条及び第 19 条の 4 の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p>
---	---

<p>(1) 省略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第 7 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第 72 条の 3 第 1 項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>第 15 条の 8～第 15 条の 10 省略 (介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第 15 条の 11 <u>介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>所得割 市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率</u></p> <p>(2) <u>被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額</u></p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、1 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>3 市長は、第 1 項に規定する保険料率を決定したときは、<u>速やかに</u>告示しなければならない。</p> <p>第 15 条の 12～第 17 条 省略 (賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)</p>	<p>(1) 省略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(<u>法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 72 条の 3 第 1 項の規定による繰入金を除く。</u>)の額</p> <p>第 15 条の 8～第 15 条の 10 省略 (介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第 15 条の 11 <u>介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>所得割 介護納付金賦課総額の 100 分の 44.6 に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 4 項第 4 号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第 32 条の 10 に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数</u></p> <p>(2) <u>被保険者均等割 介護納付金賦課総額の 100 分の 55.4 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における介護納付金額賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</u></p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、<u>小数点以下第 4 位未満の端数又は 1 円未満の端数</u>があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>3 市長は、第 1 項に規定する保険料率を決定したときは、<u>すみやかに</u>告示しなければならない。</p> <p>第 15 条の 12～第 17 条 省略 (賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)</p>
---	--

第 18 条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は 1 世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは 1 世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった若しくは国民健康保険法施行令第 29 条の 7 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第 12 条若しくは第 15 条の 6 の 3 の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第 15 条の 8 の額又は次条第 1 項各号(同条第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第 19 条の 3 第 1 項(同条第 3 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第 15 条の基礎賦課額の被保険者均等割保険料にそれぞれ 10 分の 5 を乗じて得た額、第 19 条の 3 第 4 項第 1 号(同条第 6 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第 19 条の 4 第 1 項各号(同条第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第 5 項各号(同条第 7 項又は第 8 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第 6 条第 1 号から第 8 号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは 1 世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第 12 条若し

第 18 条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は 1 世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは 1 世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった若しくは国民健康保険法施行令第 29 条の 7 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第 12 条、第 15 条の 2、第 15 条の 6 の 3 若しくは第 15 条の 6 の 6 の額(被保険者数が増加又は減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第 15 条の 8 の額又は次条第 1 項各号(同条第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第 19 条の 3 第 1 項(同条第 3 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第 15 条若しくは第 15 条の 5 の基礎賦課額の被保険者均等割保険料にそれぞれ 10 分の 5 を乗じて得た額、第 19 条の 3 第 4 項第 1 号(同条第 6 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第 19 条の 4 第 1 項各号(同条第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第 6 条第 1 号から第 8 号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは 1 世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第 12 条、第

くは第15条の6の3の額若しくは第15条の8の額又は次条第1項各号に定める額、第19条の3第1項に定める第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第4項第1号に定める額、第19条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割りをもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第19条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第15条の6の額を超える場合には、第15条の6の額)とする。

(1) 省略

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に295,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 省略

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所

15条の2、第15条の6の3若しくは第15条の6の6の額若しくは第15条の8の額又は次条第1項各号に定める額、第19条の3第1項に定める第15条若しくは第15条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第4項第1号に定める額、第19条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割りをもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第19条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第15条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第15条の6の額を超える場合には、第15条の6の額)とする。

(1) 省略

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に290,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 省略

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所

得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加えた金額)に 545,000 円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前 2 号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるもの の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 省略

2 省略

3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 12 条」とあるのは「第 15 条の 6 の 3」と、「第 15 条の 6 の額」とあるのは「第 15 条の 6 の 6 の額」と、「前項中「第 15 条」とあるのは「第 15 条の 6 の 5」と読み替えるものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 12 条」とあるのは「第 15 条の 8」と、「第 15 条の 6 の額」とあるのは「第 15 条の 12 の額」と、第 2 項中「第 15 条」とあるのは「第 15 条の 11」と読み替えるものとする。

第 19 条の 2 省略

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第 19 条の 3 当該年度において、その世帯に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度

得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加えた金額)に 535,000 円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前 2 号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるもの の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 省略

2 省略

3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 12 条又は 第 15 条の 2」とあるのは「第 15 条の 6 の 3 又は 第 15 条の 6 の 6」と、「第 15 条の 6 の額」とあるのは「第 15 条の 6 の 10 の額」と、「前項中「第 15 条」とあるのは「第 15 条の 6 の 5」と読み替えるものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 12 条又は 第 15 条の 2」とあるのは「第 15 条の 8」と、「第 15 条の 6 の額」とあるのは「第 15 条の 12 の額」と、第 2 項中「第 15 条」とあるのは「第 15 条の 11」と読み替えるものとする。

第 19 条の 2 省略

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第 19 条の 3 当該年度において、その世帯に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度

<p>分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第 15 条第 1 項第 2 号の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額(第 15 条第 2 項の規定により端数の切り上げを行つた後の額とする。)を控除して得た額とする(第 4 項に掲げる場合を除く)。</p> <p>2 省略</p> <p>3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 15 条第 1 項第 2 号」とあるのは「第 15 条の 6 の 5 第 1 項第 2 号」と、「第 15 条第 2 項」とあるのは「第 15 条の 6 の 5 第 2 項」と、第 2 項中「第 15 条第 3 項」とあるのは「第 15 条の 6 の 5 第 3 項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 当該年度において、第 19 条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第 15 条第 1 項第 2 号の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第 19 条第 1 項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第 15 条第 2 項の規定により端数の切り上げを行つた後の額とする。)を控除して得た額</p> <p>(2) 前号に掲げる額に 10 分の 5 を乗じて得た額(第 15 条第 2 項の規定により端数の切り上げを行つた後の額とする。)</p> <p>5 省略</p> <p>6 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 4 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 15 条第 1 項第 2 号」とあるのは「第 15 条の 6 の 5 第 1 項第 2 号」と、「第 15 条第 2 項」とあるのは「第 15 条の 6 の 5 第 2 項」と、第 5 項中「第 15 条第 3 項」とあるのは「第 15 条の 6 の 5 第 3 項」と読み替えるものとする。</p>	<p>分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第 15 条第 1 項第 2 号又は第 15 条の 5 の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、<u>それぞれ</u>、10 分の 5 を乗じて得た額(第 15 条第 2 項の規定により端数の切り上げを行つた後の額とする。)を控除して得た額とする(第 4 項に掲げる場合を除く)。</p> <p>2 省略</p> <p>3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 15 条第 1 項第 2 号又は第 15 条の 5」とあるのは「第 15 条の 6 の 5 第 1 項第 2 号又は第 15 条の 6 の 8」と、「第 15 条第 2 項」とあるのは「第 15 条の 6 の 5 第 2 項」と、第 2 項中「第 15 条第 3 項」とあるのは「第 15 条の 6 の 5 第 3 項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 当該年度において、第 19 条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第 15 条第 1 項第 2 号又は第 15 条の 5 の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第 19 条第 1 項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第 15 条第 2 項の規定により端数の切り上げを行つた後の額とする。)を控除して得た額</p> <p>(2) 前号に掲げる額に、<u>それぞれ</u>、10 分の 5 を乗じて得た額(第 15 条第 2 項の規定により端数の切り上げを行つた後の額とする。)</p> <p>5 省略</p> <p>6 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 4 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 15 条第 1 項第 2 号又は第 15 条の 5」とあるのは「第 15 条の 6 の 5 第 1 項第 2 号又は第 15 条の 6 の 8」と、「第 15 条第 2 項」とあるのは「第 15 条の 6 の 5 第 2 項」と、第 5 項中「第 15 条第 3 項」とあるのは「第 15 条の 6 の 5 第 3 項」と読み替えるものとする。</p>
---	---

(出産被保険者の保険料の減額)

第 19 条の 4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 5 項第 8 号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 12 条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第 15 条の 6 の額を超える場合には、同条の額)とする(第 5 項に掲げる場合を除く。)

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に 12 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則(昭和 33 年厚生省令第 53 号)第 32 条の 10 の 2 で定める場合には、出産の日。第 26 条の 4 第 1 項及び第 2 項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3 月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 省略

2 省略

3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 12 条」とあるのは「第 15 条の 6 の 3」と、「第 15 条の 6 の額」とあるのは「第 15 条の 6 の 6 の額」と、第 2 項中「第 15 条」とあるのは「第 15 条の 6 の 5」と読み替えるものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 12 条」とあるのは「第 15 条の

と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第 19 条の 4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 5 項第 8 号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 12 条又は第 15 条の 2 の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第 15 条の 6 の額を超える場合には、同条の額)とする(第 5 項に掲げる場合を除く。)

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に 12 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第 32 条の 10 の 2 で定める場合には、出産の日。第 26 条の 4 第 1 項及び第 2 項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3 月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 省略

2 省略

3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 12 条又は第 15 条の 2」とあるのは「第 15 条の 6 の 3 又は第 15 条の 6 の 6」と、「第 15 条の 6 の額」とあるのは「第 15 条の 6 の 10 の額」と、第 2 項中「第 15 条」とあるのは「第 15 条の 6 の 5」と読み替えるものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 12 条又は第 15 条の 2」とあるの

8」と、「第15条の6」とあるのは「第15条の12」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の11」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第15条の6の額を超える場合には、同条の額)とする。

(1)・(2) 省略

6 省略

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の6の3」と、「第15条の6」とあるのは「第15条の6の6」と、第6項中「第15条」とあるのは「第15条の6の5」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の8」と、「第15条の6」とあるのは「第15条の12」と、第6項中「第15条」とあるのは「第15条の11」と読み替えるものとする。

以下省略

は「第15条の8」と、「第15条の6」とあるのは「第15条の12」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の11」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条又は15条の2の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第15条の6の額を超える場合には、同条の額)とする。

(1)・(2) 省略

6 省略

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の6の3又は第15条の6の6」と、「第15条の6」とあるのは「第15条の6の10」と、第6項中「第15条」とあるのは「第15条の6の5」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の8」と、「第15条の6」とあるのは「第15条の12」と、第6項中「第15条」とあるのは「第15条の11」と読み替えるものとする。

以下省略